

広島県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十四年四月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市豊栄町清武二四四九番一地先から 東広島市豊栄町清武字大平山一〇七五番一地 先まで	新	旧	二〇・〇〇 八四・五〇	二五二・五〇	幅員減少 不用物件延長 メートル
	旧	新	二二・五〇 二〇・〇〇	二九〇・〇〇	
東広島市豊栄町清武字大平山一〇七五番一地 先から 東広島市豊栄町清武二四二二番一地先まで	新	旧	一八・五〇 四八・〇〇	二七九・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二二六・〇〇 メートル
	旧	新	一八・五〇 四八・〇〇	二七九・〇〇	